

第1回「医業経営の非営利性等に関する検討会」議事次第

日 時 平成15年10月17日（金）

10:00～12:00

場 所 厚生労働省 省議室

(中央合同庁舎第5号館9階)

1 開 会

2 医政局長挨拶

3 委員紹介・座長選出

4 資料説明及び質疑

5 閉 会

議 題

(1) 出資額限度法人の制度化に向けた今後の検討方針等について

(2) その他

「医業経営の非営利性等に関する検討会」委員名簿

石井 孝宜	公認会計士
大道 學	日本病院会副会長
川原 邦彦	医業経営コンサルタント協会副会長
品川 芳宣	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
田中 滋	慶應義塾大学大学院経営研究科教授
豊田 喬	日本医療法人協会会長
西澤 寛俊	全日本病院協会副会長
西島 英利	日本医師会常任理事
松原 由美	明治生命フィナンシアルンス研究所 主任研究員
真野 俊樹	多摩大学大学院客員教授
山崎 學	日本精神科病院協会常務理事

(五十音順、敬称略)

「医業経営の非営利性等に関する検討会」の設置について

1. 目的

「これからの医業経営の在り方に関する検討会」最終報告（平成15年3月）を踏まえ、いわゆる「出資額限度法人」の制度化に向けた社団医療法人の出資持分の在り方をはじめとして、医業経営における非営利性・公益性の徹底の観点から、医療法人制度の在り方について検討する。

2. 検討項目（案）

- (1) いわゆる「出資額限度法人」の制度化に向けた社団医療法人の出資持分の在り方について
 - ・「出資額限度」の概念（「出資額のみに限定された払戻請求権」の意味・その及ぶ範囲）
 - ・出資額限度法人への移行時における税制措置を念頭においた公益性の確保のための要件の在り方
- (2) 医業経営の非営利性の徹底の方策について
 - ・出資・人的関係を含めた営利法人との関係
 - ・営利性排除の観点からの今後の医業経営の在り方

3. スケジュール

- ・上記2(1)関係で平成15年中に中間とりまとめ
- ・平成15年度中を目途に最終とりまとめ

検討スケジュール（予定）

- | | |
|-------------|---|
| 第1回（10月17日） | 出資額限度法人の制度化に向けた今後の検討方針等 |
| 第2回（10月29日） | 出資額限度法人の制度化に向けた具体的検討
〔
移行時における税制措置を念頭において
公益性の確保のための要件の在り方等
〕 |
| 第3回（11月中旬） | 中間報告とりまとめ
(出資額限度法人の制度化に向けて) |
| 第4回（1月中旬） | 非営利性の確保についての現状等
都道府県調査結果報告
研究班の研究結果報告
非営利性の徹底の方策 |
| 第5回（2月中旬） | 非営利性の徹底の方策（続き） |
| 第6回（3月中旬） | 最終報告とりまとめ |

出資額限度法人の制度化に向けて整理すべき論点

出資額限度法人の概念

- 社員の退社時における持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権を、払込出資額を限度とした定款を有する社団医療法人としてはどうか。

出資額限度法人の意義

- 医療法人の「非営利性」を徹底しつつ、「医療の永続性・継続性」の確保を図ることを将来的な方向とした医業経営改革の一つの方策と位置付けてはどうか。

出資額の概念

- 金銭出資・現物出資のいずれかを問わず、出資者が出資した時点の価額（出資申込書記載の等価）を基準とすることとしてはどうか。

出資持分の及ぶ範囲

- 上記の出資額を限度として払戻請求権が生じるものとしてはどうか。
- 物価下落時における取扱については、「医療の永続性・継続性」の確保という観点から検討することとしてはどうか。

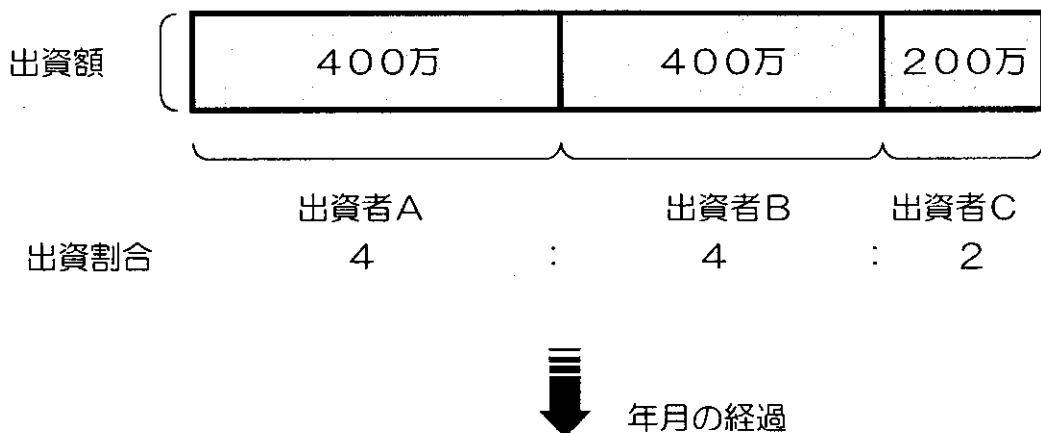
既存の持分ある社団医療法人から出資額限度法人への移行を促進する方策（税制など）

- 持分のある社団医療法人から、出資額限度法人への移行が円滑に行われるようになるためには、所得税、法人税及び贈与税についてどのように取り扱われることが期待されるか。
- 上記のような課税上の取扱の前提として、特定医療法人及び特別医療法人の例にも照らし、法令上の位置付けが必要となるが、このほか、同族役員の制限を始めとする公的な運営に係る要件、解散時の残余財産の帰属の要件等（「公益性の要件」と総称する。）について、どのようなものとするか。

出資額限度法人の法令上の取扱い

- 出資額限度法人について、公益性の要件の確保の要請と、定款自治との関係をどう考えるか。
- 具体的には、新たに出資額限度法人向けの標準定款を示すことで足りるか、少なくとも、出資額限度法人に移行した後、持分ある社団医療法人へ戻る定款変更に法令上の歯止めを設けることが適当か。

【具体的な出資額限度法人のイメージ】



※持分が及ぶ範囲は、出資額（網掛け部分）に限られる

剩余金	400万	400万	200万			
出資額	400万	400万	200万			
	出資者A		出資者B		出資者C	
出資割合	4	:	4	:	2	

(注)

- ※ 出資者A=400万円、出資者B 400万円、出資者C=200万円という返還限度額はいくら剩余金が増えたとしても変わらない。また、このルールについて、定款を変更することもできない。
- ※ 仮に、出資額限度法人の出資者Aのみが持分を放棄した場合については、400万円の利益は法人に帰属することとし、出資者B及び出資者Cには帰属しない。

資料

1. 「これから医業経営の在り方に関する検討会」最終報告書	1
(平成15年3月26日)	
2. 規制改革の推進に関する第2次答申	4
3. 出資額限度法人の検討経緯	5
4. 医療法人制度について	6
5. 租税特別措置法第67条の2の適用を受けるための社団たる医療法人の組織変更について	10
6. 医療法人の持分払戻請求事件について	11
7. 平成16年度医療に関する税制改正要望重点項目	12
8. 関係法令	19
9. 医療法人の定款例、寄附行為例	27
10. 特別医療法人の定款例、寄附行為例	40
11. 特定医療法人の定款例、寄附行為例	52